

第11次「ストップコロナ! 対策認定制度」の 申請受付開始日を前倒しします

「ストップコロナ! 対策認定制度」は、業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を適切に行っている店舗を県が認定する制度です。

認定された店舗は、県から交付される認定ステッカーとポスターを店内に掲示することで、安全安心な店舗としてPRすることができます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くなか、感染防止対策の更なる徹底のため、申請受付開始日を以下のとおり前倒しします。

1 申請期間

令和4年1月28日（金）～2月14日（月）

※当初の受付開始日2月3日（木）から前倒しします。

※令和3年度は第12次受付[令和4年2月25日（金）～3月4日（金）]をもって終了する予定です。

2 対象店舗

業界団体等のガイドラインに基づき感染症対策を行った小売や飲食サービス業等を営む県内店舗

3 認定までの流れ

- ①業界団体等が作成したガイドラインに基づき、対象店舗が感染症対策を実施
- ②申請書を県ホームページからダウンロードし、申請先へ提出
- ③店舗の現地調査を実施

4 申請先

ストップコロナ! 対策認定制度事務局（株式会社JTB群馬支店内）

【メール】 gunma-stopcovid19@jtb.com

【郵送】 〒370-0045 高崎市東町9番地 ツインシティ高崎4階
株式会社JTB群馬支店内

【申請手続きに関する問い合わせ】

電話：027-310-3062（平日：9：30～17：30）

5 問い合わせ先

群馬県産業経済部経営支援課 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3342 FAX：027-223-7875

※事業の詳細、申請書の様式等は、以下の県ホームページでご確認ください。

https://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html